

資料編

1. 阿見町都市計画マスタープラン策定委員会要綱
2. 都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿
3. 都市計画マスタープラン策定幹事会委員名簿
4. 都市計画マスタープラン策定の経緯
5. 阿見町都市計画マスタープラン町民意識調査結果(抜粋)

1 阿見町都市計画マスタープラン策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に必要な事項を協議するために設置する阿見町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に係る調査研究に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 町民を代表する者
- (4) 各種団体等を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事項に係る事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。



- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会に、第2条の所掌事項の事前調査を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、代表幹事が必要に応じて招集し、代表幹事は当該会議を主宰する。
- 4 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

2 都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

		氏名	所属・職名等
1	学識経験のある者 (学識経験を有する者)	小場瀬 令二	練馬まちづくりセンター所長 阿見町都市計画審議会会長
2		山本 早里	阿見町景観審議会委員 筑波大学准教授
3		若柳 綾子	NPO法人 つくば建築研究会理事
4	町議会 (町議会の議員)	野口 雅弘	阿見町議会代表
5	一般町民 (町民を代表する者)	岩淵 正伊	公募の町民
6		中島 日出夫	公募の町民
7	各種団体 (各種団体等を代表する者)	藤平 清子	阿見町農業委員
8		吉田 光男 (平成26年11月12日 ～平成27年5月19日)	阿見町商工会長
		柏崎 久雄 (平成27年5月20日～)	
9		田村 敏博 (平成26年11月12日 ～平成27年12月31日)	阿見町区長会長
		糸賀 忠 (平成28年1月1日～)	
10		笥田 広明	(社)茨城県宅地建物取引業協会 土浦・つくば支部 理事
11	福田 秀明 (平成26年11月12日 ～平成27年3月31日)	阿見東部工業団地連絡協議会会長	
	根本 貴雄 (平成27年4月1日～)		
12	藤田 加奈子	阿見観光協会理事	



3 都市計画マスタープラン策定幹事会委員名簿

職名	氏名	備考
総務部長	横田 健一	
町民部長	篠原 尚彦	
保健福祉部長	坪田 匡弘 (平成26年11月12日 ～平成27年3月31日) 飯野 利明 (平成27年4月1日～)	
生活産業部長	湯原 幸徳	
都市整備部長	篠崎 慎一	代表幹事
会計管理者	宮本 寛則	
教育次長	竿留 一美	
総務部次長	大野 利明	

4 都市計画マスタープラン策定の経緯

【計画策定経過】

平成26年度

日付	内容
平成26年 9月11日 ～ 9月26日	町民意識調査 町民2,000人を対象にアンケートを実施
10月22日	第1回幹事会 策定方針、現状分析、現計画の評価確認、アンケート速報
11月12日	第1回策定委員会 策定方針、現状分析、現計画の評価確認、アンケート速報
11月15日	まちづくり町民討議会 まちづくりをテーマにワークショップを開催
11月25日 ～12月 5日	若い世代を対象とした意識調査 高校生、大学生、20・30歳代を対象にアンケートを実施
平成27年 2月 6日	第2回幹事会 都市づくりの課題、都市の将来像
2月24日	第2回策定委員会 都市づくりの課題、都市の将来像

平成27年度

日付	内容
平成27年 4月23日	中学生ワークショップ 中学生を対象にまちづくりワークショップを開催
5月25日	第3回幹事会 都市計画の基本方針（部門別方針）、地域区分の考え方
6月16日	第4回幹事会 都市計画の基本方針（部門別方針）、重点施策・プロジェクト
6月19日	議会説明 都市計画マスタープランの策定進捗
7月 8日	第3回策定委員会 都市計画の基本方針（部門別方針）、地域区分の考え方
8月18日	都市計画審議会 都市計画マスタープランの策定進捗
8月24日	第5回幹事会 地域別構想編（地域別まちづくりの方針）



日付	内容
9月2日	第6回幹事会 地域別構想編（地域別まちづくりの方針）
9月24日	第4回策定委員会 地域別構想編（地域別まちづくりの方針）
10月10日	地域別懇談会（中央地域） 中央地域の地域別構想を説明
10月17日	地域別懇談会（東南部地域） 東南部地域の地域別構想を説明
10月17日	地域別懇談会（西部地域） 西部地域の地域別構想を説明
11月11日	第7回幹事会 重点プロジェクト、実現化方策、マスタープラン素案
12月2日	第5回策定委員会 重点プロジェクト、実現化方策、マスタープラン素案
12月21日	議会説明 マスタープラン素案
12月14日 ～平成28年1月8日	パブリックコメント 計画案に対する市民意見集約（意見数 3件）
2月1日	第8回幹事会 マスタープラン最終案、パブリックコメント報告
2月22日	第6回策定委員会 マスタープラン最終案、パブリックコメント報告
3月16日	阿見町都市計画審議会 マスタープラン最終案

5 阿見町 都市計画マスタープラン 町民意識調査結果（抜粋）

町内在住の18歳以上の男女2,000人を対象に、まちづくりに関する意識調査を実施しました。

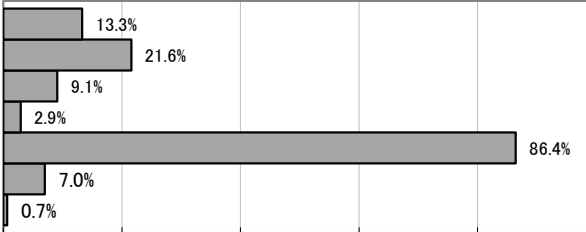
（下記 MA：複数回答、SA：単一回答）

普段よく使う交通手段

MA

普段よく使う交通手段については、「自家用車」が86.4%と圧倒的に利用者が多い状況です。「自転車」の利用は21.6%と2割を超える一方で、「バス」は9.1%で1割程度の利用となっています。

	票数	%
1 徒歩・車いす	114	13.3%
2 自転車	185	21.6%
3 バス	78	9.1%
4 バイク・スクーター	25	2.9%
5 自家用車	740	86.4%
6 その他	60	7.0%
7 無回答	8	0.7%
計	1,210	-
構成比算出のための母数	856	
※無効回答	0	

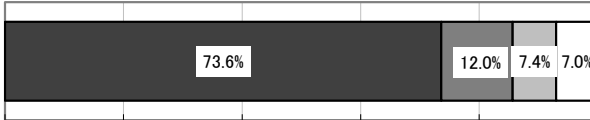


今後、「都市部」（市街地）で求められる“集約型のまちづくり”について

SA

都市部等に、生活の中心となる施設（商業・医療・福祉・教育文化施設など）を集約するまちづくりの推進についてうかがったところ、「阿見町の都市部でも、集約化を進めるべき」と回答した人が多く、73.6%を占めています。

	票数	%
1 阿見町の都市部でも、集約化を進めるべきである。	630	73.6%
2 現状で十分である。	103	12.0%
3 その他	63	7.4%
4 無回答	60	7.0%
計（構成比算出のための母数）	856	100.0%
※無効回答	0	



- 阿見町の都市部でも、集約化を進めるべきである。
- 現状で十分である。
- その他
- 無回答



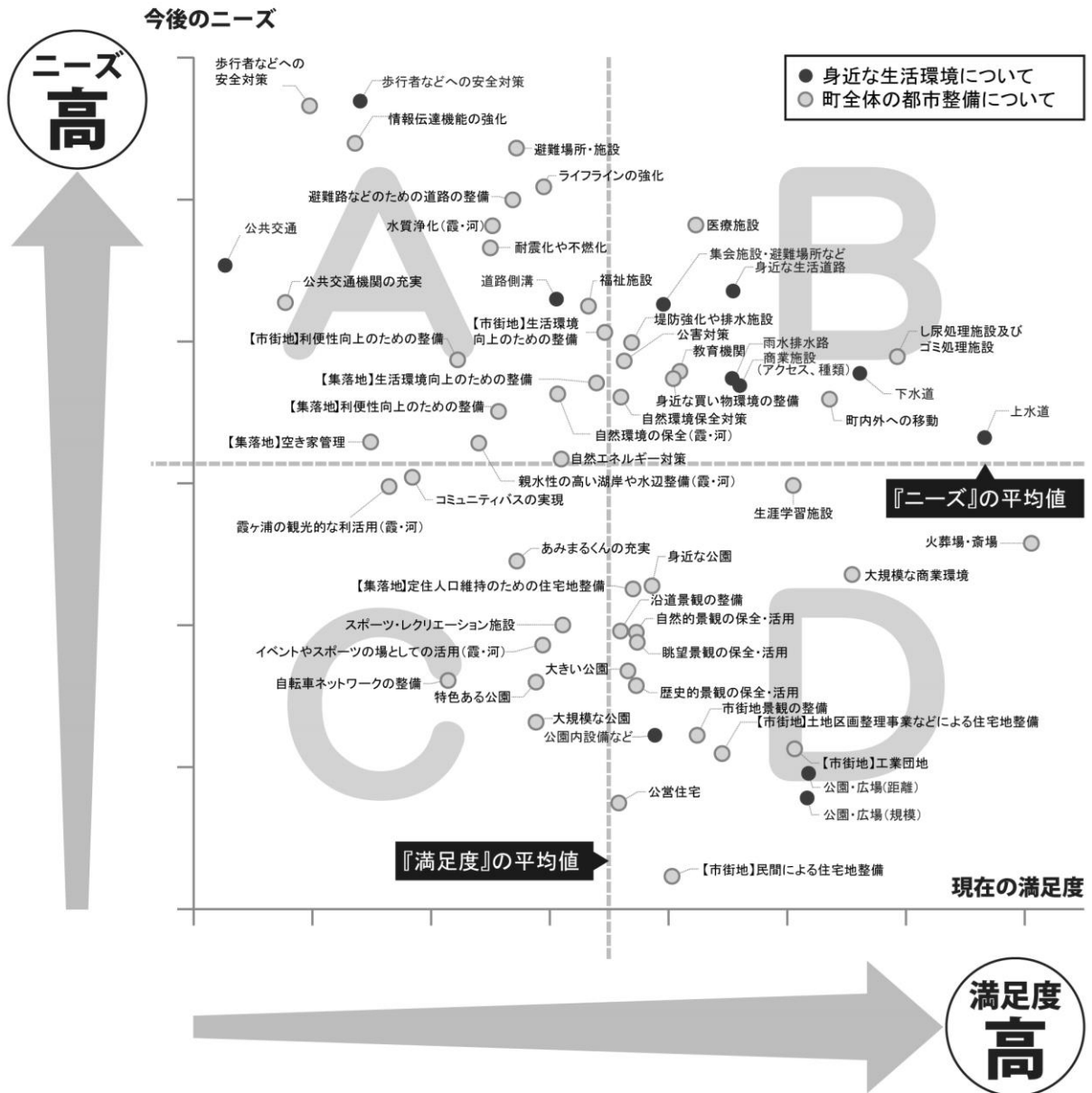
身近な生活環境・町全体の都市整備についての満足度・ニーズ

SA(複合)

身近な生活環境・町全体の都市整備については、「歩行者などへの安全対策」の改善が最優先で求められています。また「情報伝達機能の強化」や「避難場所・施設」など、災害時の安全対策の改善も優先度が高い状況です。

町民意識調査では、「身近な生活環境」と「町全体の都市整備」に関する48項目について「現在の満足度」と「今後のニーズ(積極的に進めてほしい、ニーズが高い施策)」の2つの指標を設けて、5段階評価により回答をいただきました。下図の分布領域A～Dの考え方は、下記のとおりです。

- A: 町民の満足度が低く、ニーズが高い項目
町民のニーズに対し、町の取り組みとして十分でない項目であり、今後、重点的に取り組むべき課題。
- B: 町民の満足度・ニーズが高い項目
町の取り組みとして、町民のニーズをある程度捉えることができている、引き続き取り組むべき項目。
- C: 町民の満足度・ニーズが低い項目
町民のニーズは高くはないが、町として今後の取り組み方に改善が必要な項目。
- D: 町民の満足度が高く、ニーズが低い項目
これまでの町の取り組みにより、町民のニーズは充足されており、維持に努めるべき項目。



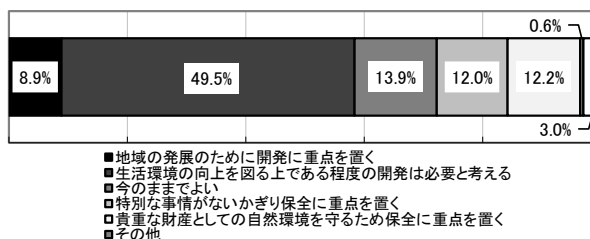
開発と自然環境の保全について、どのように重点を置いたらよいか

SA

「生活環境の向上を図る上である程度の開発は必要と考える」(49.5%)が回答の半分近くを占めます。年代別でみると、「30歳代」～「60歳～64歳代」では、半数以上が「生活環境の向上を図る上である程度の開発は必要と考える」と回答しています。一方、「20歳代」では、「特別な事情がない限り保全に重点を置く」という回答が23.2%で2割を超えています。

地域別でみると、どの地域でも「生活環境の向上を図る上である程度の開発は必要と考える」が最も高いが、「今のままでよい」とする回答については、「君原小学校区」(20.5%)で2割を超えています。

	票数	%
1 地域の発展のために開発に重点を置く	75	8.9%
2 生活環境の向上を図る上である程度の開発は必要と考える	417	49.5%
3今のままでよい	117	13.9%
4 特別な事情がないかぎり保全に重点を置く	101	12.0%
5 貴重な財産としての自然環境を守るため保全に重点を置く	103	12.2%
6 その他	5	0.6%
7 無回答	25	3.0%
計(構成比算出のための母数)	843	100.0%
※無効回答	13	



どのような開発がよいか

SA

「人々が集まるにぎわいと魅力ある商業地の開発」(27.1%)、「住宅地と商業・業務地の一体的な開発」(21.6%)を合わせると回答の半数近くを占めています。開発にあたっては、商業機能の導入が望まれています。

	票数	%
1 良好な住環境整備のための計画的な住宅地の開発	68	14.0%
2 人々が集まるにぎわいと魅力ある商業地の開発	132	27.1%
3 就労の場を確保するため企業立地を目指した工業団地の開発	86	17.7%
4 余暇時間の増大に対応した観光・リゾートの開発	57	11.7%
5 住宅地と商業・業務地の一体的な開発	105	21.6%
6 住宅地と工業団地の一体的な開発	26	5.3%
7 その他	9	1.8%
8 無回答	4	0.8%
計(構成比算出のための母数)	487	100.0%
※無効回答	5	

